

令和6年度第1回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和7年3月26日（水）

令和6年度第1回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和7年3月26日（水）午後7時から8時

2 場所

東大和市役所会議棟 第8会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理人	池田 陽子	出席
③ 委員	加地 裕武	出席
④ 委員	辻 洋一郎	出席
⑤ 委員	佐竹 俊之	出席
⑥ 委員	奥田 真由	出席
⑦ 委員	横山 昌明	出席
⑧ 委員	関田 賢治	出席

(2) 事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 総務課 関根課長、阿部係長、松塚係長

(3) 説明員

報告 総務課 関根課長

4 議題（報告案件）

(1) 個人情報保護制度の運用状況について

- ① 個人情報ファイル簿の状況について
- ② 個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について
- ③ 個人情報の漏えい事案と対策について

(2) 個人情報保護法の見直しに係る動向について

5 会議の公開

会議は公開により開催した。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○矢吹部長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。委員8名、全員出席。よって、会議は成立しております。

2 部長挨拶

○矢吹部長

改めまして、皆さん、こんばんは。総務部長の矢吹でございます。

本日は年度末でご多忙のところ、また、夜遅い時間にもかかわらず、令和6年度第1回東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会につきましては、約1年ぶりの開催となります。

詳細は後ほど報告させていただきますが、今年度につきましては、市において2件の個人情報の漏えいが発生いたしました。

幸い大事には至りませんでした。市といたしましては、今回の事案を重く受け止め、今後も個人情報保護法等に基づき適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆さまからの適切な助言をお願いいたします。

さて、個人情報保護法の施行から、まもなく2年となります。

法の施行により、民間企業、国、地方自治体に共通の法律が適用され、個人情報保護制度の水準が担保されております。

市におきましては、法の規定に基づいて、市民の個人情報について適正に取扱い、事務の適正かつ円滑な運用を図ることで、市民の権利、利益を保護してまいります。

結びに、個人情報保護制度の適正な運用のため、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、委員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

3 審議会への報告

○矢吹部長

引き続き、進めさせていただきます。本日、諮問案件はございません。報告案件は合計4件ございます。それでは、この先の会の進行は、会長にお願いさせていただきます。

○会長

皆さん、こんばんは。それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

報告案件1「個人情報保護制度の運用状況について」

○会長

はじめに、報告案件(1)①「個人情報ファイル簿の状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○関根課長

それでは、報告案件（１）①「個人情報ファイル簿の状況について」ご説明申し上げます。

資料１をお開きください。

個人情報ファイルとは、市が保有する個人情報を含む情報の集合体で、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの、または、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構築したものです。

資料１につきましては、各組織において保有する代表的な個人情報ファイルと保有件数をまとめたものでありますが、詳細は市公式ホームページにて公表しております。現在、１３３件の個人情報ファイルが該当しておりますが、令和７年４月に大きな組織改正もあることから、今後、更新作業を予定しております。

説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

○会長

続きまして、報告案件（１）②「個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○関根課長

それでは、報告案件（１）②「個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況について」ご説明申し上げます。

資料２をお開きください。

こちらは、令和７年２月末時点の令和６年度保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の状況をまとめたものであります。

開示請求につきましては、市長部局及び教育委員会に該当があり、「開示請求件数」、「対象個人情報件数」、「開示状況」につきまして、記載のとおりであります。

また、訂正請求、利用停止請求につきましては、いずれの執行機関も該当がありませんでした。

説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○委員

資料２を見る限り、開示請求については、市長部局が圧倒的に多いことから、対象となる案件が多いのでしょうか。

○関根課長

お見込みのとおりです。教育委員会においては、ある程度対象となり得る案件があるものと考えておりますが、選挙管理委員会や監査委員等につきましては、対象案件がほとんどない現状であります。

また、行政機関が保有する公文書の開示を請求する制度である、情報公開請求の場合は、年間で約50件を超える請求がございます。

○会長

他にご質問等はよろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

○会長

続きまして、報告案件(1)③「個人情報の漏えい事案と対策について」事務局から説明をお願いいたします。

○関根課長

それでは、報告案件(1)③「個人情報の漏えい事案と対策について」ご説明申し上げます。

資料3をお開きください。

こちらは、令和7年2月末時点において、令和6年度中に市において発生した個人情報の漏えい事案等をまとめたものであり、2件発生いたしました。

1件は、令和6年6月に国民健康保険被保険者の特定健診関連書類について、郵便局配達員の誤配達によるものであります。

もう1件は、令和7年1月に市公式ホームページに掲載した庁議資料について、非公開とする個人に関する情報の黒塗り部分が特定の操作で閲覧することができる状態にあったものであります。

資料4をお開きください。

市の立場としましては、郵便物が相手方に届くまでは、個人情報に配慮すべきであり、間違いがあつてはならないものと認識しております。このことから、郵便局に対し、再発防止の徹底を要請するとともに、令和6年10月24日付で各所属長宛に個人情報の適正な取扱いについて注意喚起を行いました。

また、個人情報に対する黒塗りにつきましては、個人情報保護法の施行に際して、資料5のように、職員向けの事務の手引に適切な方法を示し、周知を図っているところではありますが、このような事案が発生していることを踏まえ、引き続き機会をとらえて注意喚起に努めてまいります。

説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○委員

保険年金課の事案を受け、個人情報漏えい対策の一つとして、「必ずご自身で宛名を確認のうえ、開封されたい」旨を封筒の欄外に記載するのはいかがでしょうか。総務課から通知を発信し、全庁的な取組となるよう提案いたします。意見・要望です。

○関根課長

ご提案の内容につきましては、有効な手段であるものと考えます。対応できる部署とできない部署の差はありますが、対策の一つとして検討させていただきます。

○委員

保険年金課の事案を受け、郵便局側から具体的な改善策は示されたのでしょうか。

○関根課長

今回の誤配送につきましては、配達員が宛名の名前を見間違えたことが原因であるものと聞いておりますが、郵便局側も業務として請け負っている以上、市として、配達には正確に行っていただく必要があるものと認識しております。

実際に、郵便局が具体的な改善策を示すことは難しいものと考えてはおりますが、郵便局からは、市からの要請を受け、機会をとらえて配達員への周知徹底を図る旨の回答がありました。

○委員

例えば、「個人情報に関わる郵便物について、配達可能な上限は、配達員1人につき100通まで」といった形で制限を設けていただくなど、可能な範囲で、精神論よりも郵便局に具体的な対策を検討のうえ、示していただく方が良いものと考えます。

○関根課長

配達件数につきましては、事業によって差があり、郵便局側の期限や条件等も異なることから、市側でコントロールすることは難しいものと考えております。また、具体的な対策につきましては、機会をとらえて、郵便局と調整を図る必要があるものと認識しております。

○会長

相手方に送付する郵便物が確実に本人宛である場合は、特定記録郵便等で送付することも、コストの問題もあろうが対策の一つとなり得ることから、何かしらの仕組みを検討いただきたいと考えております。

○委員

市長室の事案に関する指摘は、どちらからあったのでしょうか。

○関根課長

市公式ホームページをご覧になった他市の方からご指摘を頂戴しました。市としましては、即座に担当部署と連携を図り、対応いたしました。それ以外の指摘につきましては、特段ございませんでした。

一定期間、誰もが個人情報を閲覧できる状態となっていたことから、市としましては、当該事案を重く受け止め、より一層の職員の個人情報に関する意識醸成が必要であるものと認識しております。

○委員

市長室の事案について、黒塗りを施したPDFデータのダブルチェックは行われていたのでしょうか。

○関根課長

今回、ダブルチェックを行っていなかったことが原因となり、当該事案が発生してしまいました。担当者に「問題ない」という先入観があり、ダブルチェックを行う認識が欠けていたものと考えておりますことから、今後は再発防止に努めるよう、周知徹底を図っております。

市の手続上、市公式ホームページに記事を掲載するためには決裁が必要となりますが、管理者も実際のPDFデータの確認までは行っておらず、チェックが甘かったものと認識しております。当該デ

ータにつきましては、把握する限りで少なくとも1ヶ月程度、市公式ホームページ上に掲載されておりましたが、先のとおり、ご指摘を頂戴して以降は、即日対応しております。

今回の事案を受け、チェック体制の甘さにつきましては、反省のうえ、今後活かしていきたいと考えております。

○委員

外部からの指摘がなければ、今回の事案は判明することがなく、場合によっては重大事案に発展していたことも想定されます。今後、個人情報漏えいした期間をわかる範囲で会議の資料に記載いただくと、事の重大性が伝わりやすいと思いますので、ご検討ください。

○関根課長

今後検討させていただきます。

○委員

市公式ホームページに記事を掲載し、外部に発信する専門部署はあるのでしょうか。

○関根課長

市公式ホームページにつきましては、広報プロモーション課が所管しております。主管課が市公式ホームページに掲載する必要がある情報を同課へ送り、所定の手続きを経て、掲載しております。

なお、掲載記事数が相当な件数に上ることから、同課が全体的なチェックを行うことは難しいものと考えております。このことから、主管課におけるチェックがより一層重要であるものと認識しております。

今回の市長室の事案につきましては、該当するPDFの黒塗り箇所をコピーペーストした場合、個人情報が閲覧できる状態となっております。アナログな手法にはなりますが、今後、具体的な手法を提示したうえで、一つ一つ改善していく必要があるものと考えております。

○矢吹部長

市長室の事案につきましては、データの該当箇所を黒塗りし、PDF化したものを市公式ホームページに掲載しておりましたが、PDF化したものを一度印刷し、黒塗り後、これをスキャナで読み取って改めて掲載する手法の方が個人情報保護の観点から安全であったものと考えております。

今後、この手法を全庁的に徹底するよう、努めてまいります。今回は、担当者の意識不足が原因であり、十分防ぐことができた事案であったものと認識しております。

○委員

PDFの個人情報が露出するという事は、該当箇所をただマスキングしただけなのでしょうか。IT系の情報に疎い職員が多いように感じますので、何かしらの対策ができれば良いものと考えます。

○関根課長

市役所もデジタル化が進んでおり、公文書も次第にデータへ置き換わってきております。職員自体のデジタル化も今後必要になってくるものと認識しております。

○委員

話が戻り恐縮ですが、資料1の個人情報ファイル簿については、どのような形で公表されているのでしょうか。

○関根課長

市公式ホームページに、システム名や目的等を項目ごとに掲載しております。

○会長

他にご質問等はよろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。

○会長

続きまして、報告案件（２）「個人情報保護法の見直しに係る動向について」事務局から説明をお願いいたします。

○関根課長

それでは、報告案件（２）「個人情報保護法の見直しに係る動向について」ご説明申し上げます。

資料６をお開きください。個人情報保護法につきましては、国において、施行後いわゆる３年ごとに見直しをするものとされております。

資料６の７ページにおいて、検討すべき制度的な論点が整理されております。本日は、情報提供のみとなりますが、引き続き、見直しの動向を注視してまいります。また、見直しによって東大和市個人情報保護法施行条例の改正が必要となる場合、審議会に諮問する必要があるものと考えております。

説明は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○委員

個人情報漏えいした事案が発生した際、その旨を該当者本人に連絡しているのでしょうか。

○関根課長

市といたしましては、該当者本人を訪問のうえ、事実を説明しております。今回発生いたしました、保険年金課の事案につきましては、該当者に連絡を入れ、対応しております。

○委員

話が戻ってしまいますが、資料５の１４２ページ、図１３（３）について、PDFファイルをマスキングする際、該当するPDFを一度印刷したうえで、黒塗り処理を行い、これをスキャナで読み取って再度PDF化する手法について、先ほど部長から説明がありました。

効率化を考えた場合、PDFファイルを「墨消し」機能等を利用して直接編集する手法を検討する余地があるものと考えますが、市としては、部長から説明があった手法を原則とする認識でしょうか。

また、PDFを編集できるソフトは、各課で保有しているのでしょうか。

○矢吹部長

PDFを直接編集する手法につきましては、職員全員にスキルがあるとは限らない点が懸念されます。また、PDFを編集できるソフトにつきましては、広報プロモーション課が保有しておりますが、実質作業する場合は、デジタル推進課が保有しているソフトを利用することとなります。

頂戴したご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

○会長

他にご質問等はよろしいでしょうか。特にないようでしたら、以上で報告案件（２）「個人情報保護

法の見直しに係る動向について」報告を終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。なお、本日の対応後の承認につきましては、会長に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。

4 閉会

○会長

全体を通して、何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審査会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○関根課長

本日は誠にありがとうございました。令和7年度の審議会につきましては、開催日は未定でございますが、候補日が決まりましたら、改めてお知らせさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○会長

皆様、引き続きご協力をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○委員一同

ありがとうございました。